

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県公安委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年（2021年）9月9日付け山公委第45号で行った公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和3年9月6日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「2021年9月2日付け山公委43号について、これの申出から回答に至るまでのすべての記録・情報 またさ相変わらず、そなたら公安委員会の面々はバカの集りだから、この回答書面において、一体何の申出についてのものなのかが一見しただけではわからない。これを追って公安委員会への苦情としてその任命権者たる村岡へ苦情・抗議する。その余りは別紙に記載する」との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和3年9月9日付けで、山公委第45号で本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を明らかにしないで公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年9月27日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 条例について

(1) 条例第11条第2号について

条例第11条第2号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、同号に定める情報を原則的に非開示とするものを定めたものであるが、例外的に同号イからニに掲げる情報については、公益上公開することが必要と認められるもの等があることから、開示することとされている。

(2) 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

2 本件処分について

本件請求は、実施機関と特定の個人相手との間でやり取りがあつたとされる特定の文書に係る記録・情報について、開示を求めるものである。

この請求に対して、仮に、当該公文書は存在するが非開示情報に該当するとして非開示決定をしたり、当該公文書は存在しないとして却下決定をしたりすると、実施機関と特定の個人との間で特定の文書のやりとりを行ったという事実又は行わなかつたという事実を明らかにするものと認められる。

したがって、本件公文書の存否を答えることは、条例第11条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当である。

3 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別表1のとおり

別表 1

審査会の審査経過等

| 年 月 日 | 経 過 |
|------------|------------|
| 令和4年11月29日 | 事案の審議を行った。 |
| 令和5年1月24日 | 事案の審議を行った。 |

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

| 氏名 | 役職名 | 備考 |
|---------|----------|---------------|
| 井 竿 富 雄 | 山口県立大学教授 | 第二部会部会長 |
| 石 原 詠美子 | 弁護士 | 第二部会 部会長職務代理者 |
| 松 本 香代子 | 司法書士 | |

(令和5年1月24日現在)